

くらしの情報誌

# がじまる

2014

夏号

平成26年8月1日

No.375

発行/沖縄県県民生活センター  
電話 (098) 863-9212 (事務室)  
〒900-0036 那覇市西3丁目11番1号  
沖縄県三重城合同庁舎4階

「くらしの情報誌がじまる」は、沖縄県県民生活課のホームページでもご覧いただけます。

## ◆消費生活相談事例『太陽光発電の全量買取トラブル』

### ■相談事例

太陽光発電の販売員が自宅に来訪し、発電した電気の全量を電力会社買い取ってもらう全量買取契約についてシミュレーションをもとに説明を受けた。売電で得た収入でクレジットローンの代金も支払えるので経済的負担がない、1200万円の太陽光発電設備だが値引きすると勧められ、総額約800万円で設置契約をした。

しかしクレジットローンの返済期間が15年と長期であることや、シミュレーションどおり売電できるのか不安を感じ、事業者へクーリング・オフを申し出た。ところが、クーリング・オフはできないと言われ驚いた。契約書をよく見るとクーリング・オフ可能期間の記載の他に「申込が営業のために行われた場合、クーリング・オフはできない」とある。どういうことか。(30歳代男性)

### ■アドバイス

太陽光発電の固定価格買取制度では、10KW未満の太陽光の場合は自分で消費した後の余剰分が買取対象となり、個人住宅における太陽光発電の設置契約はこの方法が一般的です。この場合、特定商取引法の適用があり、訪問販売などで契約した場合はクーリング・オフの対象になります。しかし、**家庭では一切利用せず、発電した電気の全量を電力会社買い取ってもらう全量買取契約は、発電した電気を電力会社に販売することが目的であり、反復継続する取引であるので、営業目的とみなされる場合があります。**クーリング・オフは消費者保護のために特定商取引法やその他の法律に定められた特別な制度のため、**営業目的とみなされた場合はクーリング・オフの対象外となるので注意が必要です。**

今回の事例については、申し出が早かった為、事業者側の判断でクーリング・オフ同様の無条件撤回に応じてもらえました。

事業者には消費者が誤認しないよう適切かつ十分な説明が求められますが、消費者にも太陽光発電システムの設置を検討する場合は、メーカーや販売業者の情報を集める、複数業者から見積もりを取って比較検討する、契約内容を確認するなど、慎重に検討することが求められます。また、固定買取制度の仕組みやこれからの対応に関する情報を、資源エネルギー庁のホームページ等で確認することも重要です。

☆「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に関する問い合わせ先☆

TEL:0570-057-333

### ■ご相談ください

不審に思ったり、万一トラブルにあった場合は、沖縄県県民生活センターや最寄りの消費生活相談窓口までご相談ください。

# 平成25年度 県民生活センター相談概要

## ■■平成25年度のセンター相談件数5,979件

沖縄県県民生活センターに寄せられた平成25年度の消費生活に関する相談は、5,979件(苦情相談が5,624件、問合せ・要望355件)で、前年度に比べて227件(△3.7%)減少した。

## ■■苦情相談(5,624件)の商品・役務別トップ10

順位	商品・役務	件数	増減数 (対24年度)
1	デジタルコンテンツ	781	△140
2	サラ金・フリーローン	433	△100
3	賃貸アパート・マンション	372	67
4	自動車	257	30
5	健康食品	156	0

順位	商品・役務	件数	増減数 (対24年度)
6	インターネット通信サービス	147	△29
7	テレビ放送サービス	110	△2
8	商品一般	106	13
9	携帯電話サービス	100	3
10	ファンド型投資商品	75	△2

1位の「デジタルコンテンツ」(781件)(アダルト情報サイトやオンラインゲームなど、インターネットを通じて得られる情報サイトに関する相談)は、前年度に比べ140件減少した。

2位の「サラ金・フリーローン」(433件)は、貸金業法の改正による効果などから毎年相談が減っており、前年度に比べ100件減少した。

3位の「賃貸アパート・マンション」(372件)の相談は、退去時の敷金返還や原状回復義務のトラブルのほか、不具合に係る管理会社の修繕対応への不満に関する相談などが寄せられた。全体の相談件数が減少する中で相談が増えており(22%増)特徴的である。

## ■■利殖に絡む金融商品に関する相談

利殖に絡む金融商品に関連する相談が増えており、平成25年度に134件あった。

内容としては、電話勧誘で投資や儲け話をもちかけられ、メリットを強調されデメリットに気付かず契約した、解約手数料が高い、説明はなかったが2年は解約できないと契約書にある等、契約内容を充分理解しないまま契約するケースが多い。

また、CO2排出権取引など専門家でも難しい取引の投資トラブルが増加しており、これらに関する強引な電話勧誘も増加している。

## ◆消費生活のご相談・お問い合わせは、下記の相談窓口へ

受付時間 月曜日～金曜日(祝日休み) 9時～12時、13時～16時

- ・県民生活センター 消費生活相談室 ☎098-863-9214
- ・県民生活センター(宮古分室) ☎0980-72-0199
- ・県民生活センター(八重山分室) ☎0980-82-1289
- ・消費者ホットライン ☎0570-064-370

(県民生活センターを含め、最寄りの消費生活相談窓口につながります。)



## ◆沖縄県金融広報委員会からのお知らせ



### ①第39回「おかねの作文」募集について

「ものやお金を大切にし、生かして使うこと」「将来の夢の実現とお金の関わり」をテーマとした作文を募集しています。

- ・ 応募資格：沖縄県内在住の小学生及び中学生
- ・ 応募のきまり：①小学生は、400字づめ原稿用紙3枚以内  
②中学生は、400字づめ原稿用紙3枚以上5枚以内  
上記テーマのうち、いずれかの内容であれば題名は自由です。
- ・ 応募期間：平成26年9月1日(月)から10月31日(金)当日消印有効
- ・ 応募方法：県内全小学校及び中学校に募集案内をしていますので、学校を通じて応募してください。(※個人での応募も可能です。)
- ・ 入選発表：平成27年1月に発表、2月に沖縄県庁1階で表彰式を行います。  
入選については、応募者の在学する学校へ通知します。  
入選作品は、作品集として発行するほか、沖縄県金融広報委員会ホームページに掲載します。

### ②金融・経済講演会の開催について

10月頃の開催を予定しています。開催予定日の概ね2ヶ月前に金融広報委員会ホームページや新聞などでお知らせします。

### ③その他

金融広報アドバイザーの無料派遣、刊行物・資料の無料提供、学習ビデオの無料貸出しも行っています。お申し込み方法など、事務局までお気軽にお問い合わせください。

(電話:098-866-2187)

～沖縄県金融広報委員会ホームページ:<http://www.okinawa.-kinkoui.com/>～

## ◆沖縄県消費生活審議会委員の公募を予定しています

沖縄県では、県民の消費生活の安定及び向上に関する事項を調査審議させるため、沖縄県消費生活審議会を設置しています。これまで、沖縄県消費生活審議会では、沖縄県消費生活条例の制定や沖縄県消費者基本計画の策定にあたり、審議を行ってきました。

今年7月に現委員の任期が満了となるため、8月以降に委員の改選を予定しています。

沖縄県の消費者行政を充実させるために、県民の皆様のご意見を反映させる必要があることから、県民の立場で消費生活に関する様々な課題に対して意見を述べていただける委員を募集する予定です。

応募方法など詳しいことは、決まり次第、県のホームページでお知らせしますので、関心のある方はぜひ応募をご検討願います。

【この件のお問い合わせ先】県民生活課 消費生活班 電話:098-866-2187



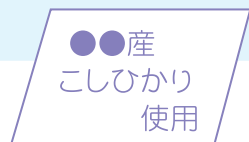
## 【事例でわかる景品表示法】

### ＜景品表示法とは・・・＞

消費者なら誰もがより良い商品などを求めます。ところが、実際よりも良く見せかける表示が行われたりすると、これらにつられて消費者が実際には質の良くない商品などを買ってしまい、不利益を被るおそれがあります。このように不当な表示などから消費者の利益を守るための法律が景品表示法です。それでは、実際の不当な表示事例を紹介しましょう。

#### レストランにて・・・

ランチバイキングメニューの一つとして提供している白米の品種について、店内で「こしひかり」と表示されていたが、実際は別の品種を使用していた。



#### 法律では・・・

実際は「こしひかり」ではない、別の品種を使用しているが、消費者にとって、より知名度の高い「こしひかり」であると表示することで、実際のものよりも著しく優良であると誤認を与える可能性がある。

景品表示法による不当表示にならないか。

### 【本事例のポイント】法における対象要件

ランチバイキングの場合、消費者が店舗に入店する前の正しい表示につられて、入店を決め、料金を支払うのであって、店内の正しくない表示まで同法の対象となるのか。



□消費者は入店前(取引の意思決定前)に「こしひかり使用」の表示を見ていない  
⇒「こしひかり使用」の表示は入店の意思決定を誘引していない  
入店を誘引したもの ⇒ メニュー例、料金 等

法の目的：景品表示法第1条  
「商品・役務の取引に関連する不当な表示による顧客の誘引を防止するため・・・」  
△当該表示が顧客を誘引するための手段となっているか・・・

□対象要件 「顧客を誘引するための手段として・・・」

新たな顧客の誘引に限らず、取引の継続(リピーター)又は取引量の増大(□コミ)を誘引するための手段も含まれます。

～景品類等の指定の告示の運用基準について(通達)～

リピーター：そういえばあの店のランチはご飯がコシヒカリだったからもう一度行こう・・・

□コミ：あの店のランチはコシヒカリだったから、ご飯がおいしかった・・・

**結論：  
不当表示と  
なります**



景品表示法に関する相談・問い合わせは・・・

沖縄県子ども生活福祉部 県民生活課消費生活班まで 電話：098-866-2187